

在ＵＡＥ等日本産食材サポーター店と連携した日本産食材魅力発信等支援事業
企画提案・実施に係る業務委託先の公募要項

2020 年9月20日
独立行政法人日本貿易振興機構ドバイ事務所
安藤 雅巳

日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）ドバイ事務所では、ＵＡＥ等における日本産食材の輸出拡大を支援しています。

今般、本支援の一環として、「輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施要領」（令和2年4月30日2食産第588号農林水産省食料産業局長通知）に基づき在ＵＡＥ等日本産食材サポーター店と連携した日本産食材の魅力発信等に資する事業を企画・実施する法人をこの公募要項に基づき募集します。応募を希望される場合は、下記の要領を確認の上、応募ください。

1. 業務の目的

ＵＡＥでは日本食レストランの数が近年増加傾向にあり、日本産食材の利用も徐々に広がりを見せてきたが、今年はじめより広がった新型コロナウイルス感染症の流行により、ＵＡＥ政府は3月に入りレストランの休業を決定し、デリバリー営業のみが許される状況となり、その動きが止まってしまった。5月以降徐々に規制は緩和されたものの、飲食店への客足は戻らず、経営状況は依然として厳しいものとなっている。一方、小売についても、外出制限が実施され、ソーシャルディスタンス確保のため店内への入場制限もあり店舗での販売に陰りが見られたが、自社のＥＣサイトでの売り上げが伸びた。この状況はカタールにおいても同様である。

このため、日本産食材を積極的に取り扱っているＵＡＥ及びカタールの※日本産食材サポーター店（飲食店、小売店）と連携して、イベント期間と定め、その期間内に集中して日本産食材のプロモーションを実施し日本産食材の商流の維持・拡大を図る。また、日本産食材サポーター店制度について認知度向上を図る。事業の実施に当たっては、広がりを見せているSNS等の情報発信を意識した効果的・効率的な取組を行うものとする。

※対象とする日本産食材サポーター店

（飲食店）

ＵＡＥ：Kiku、友、湖畔亭、富士屋、ZUMA RESTAURANT、Bentoya Kitchen、Sakura Japan Sweets & Restaurant、木村屋

カタール：JUNKO Sushi & Japanese Dining

（小売店）

ＵＡＥ：Summit Trading Company. LLC、グルメ屋

2. 業務の内容

ジェトロが行う「在ＵＡＥ等日本産食材サポーター店と連携した日本産食材魅力発信等支援事業」について、下記の事項に関する、実施補助を行う。

（１）ＵＡＥ及びカタールに店舗を有する日本産食材サポーター店（飲食店）と連携した日本産食材のプロモーション

- ① 各店の提供する料理を通じて日本産食材のプロモーションを行う。プロモーションは、各店の協力の下、本イベント期間に合わせて日本産食材の特徴が際立つ3品程度の料理を選定して来店者に実際に食してもらうことにより日本産食材を理解してもらう手法によ

り行う。注文者に日本産食材の特徴を理解してもらうため、接客者からの説明やパンフレットの配布等積極的な対応を行うこと。

- ② 来店者に選定した料理を含め各店の提供する日本産食材の特徴を理解してもらうことも考慮すること。
- ③ 本イベント期間を広く周知し来店してもらえよう(4)に示す大手新聞社、SNS等を通じて情報発信する。
- ④ 情報発信に係る取材に際して各店が提供する日本産食材を利用したメニューの試食、撮影等プロモーションに必要な情報提供の場を設定する。
- ⑤ イベント期間中、各店の上承を得て各店を通じて行うプロモーションの効果が高まるよう日本のイメージが連想される飾り棚等を設置する。飾り棚にはできる限り(2)でプロモーションする食材を展示する。
- ⑥ その他関連事項について実施補助を行う。

※プロモーションに係る取材時の試食及び撮影用の食事の費用は本委託契約には含まない。

(2) UAEに店舗を有する日本産食材サポーター店(小売店)と連携した日本産食材のプロモーション

- ① 各店を通じて販売する日本産食材のプロモーションを行う。プロモーションは、各店の協力の下、市場拡大が有望視される日本産食材を選定して(4)に示す大手新聞社、SNS等を通じて情報発信、各店等での試供品の提供、(1)の⑤の取組によるレストランでの展示、その他必要なプロモーションを行う。なお、試供品については、アンケートに回答した者のみに提供するものとする。
- ② 来店者に選定した商品を含め各店の提供する日本産食材の特徴を理解してもらうことも考慮すること。
- ③ 情報発信に係る取材に際して各店が販売する日本産食材の試食、撮影等プロモーションに必要な情報提供の場を設定する。
- ④ イベント期間中、各店の上承を得て各店を通じて行うプロモーションの効果が高まるよう日本のイメージが連想される飾り棚(ECサイトにおいてはサイトの装飾)等を設置する。飾り棚には日本産食材を展示する。
- ⑤ その他関連事項について実施補助を行う。

※プロモーションに係る取材時の試食、撮影用の食材、及び無料提供する試供品に係る費用は本委託契約には含まない。

(3) 日本産食材の普及・利用拡大を目的としたウェブセミナーの開催

- ① 日本産食材の利用に関心のあるレストランや小売店等を対象にウェブセミナーを開催し、日本産食材の普及・利用拡大に資するプロモーションを行う。
- ② 有益なセミナーが開催できるよう、適切な講師の選定、参加者の募集、使用機材の設定等運営全般を行う。

(4) 大手新聞社、SNS等を通じた情報発信

- ① 本イベントによる日本産食材の普及・拡大や日本産食材サポーター店制度の認知拡大についてターゲットとなりうるドバイを中心としたUAE在住者及びカタールの在住者に対して、大手新聞社、SNS、インフルエンサー等の中から効率的・効果的な広報機関を選定し情報発信を行う。
- ② 掲載する内容は、(1)、(2)のプロモーション、日本産食材サポーター店制度、その他日本産食材の商流の維持・拡大に資する事項について掲載する。掲載する内容については、

関係者と十分に協議を行うこと。

(5) 事業の評価、効果測定の実施

- ① 日本産食材サポーター店や来店者等に対し、アンケートやヒアリング等により成果目標に係るデータを取得し、報告すること。
- ② 本事業に関する報道状況を記録し報告すること。

3. 成果目標

(1) 成果目標は、次のうちの1項目、又は複数項目のデータを組み合わせて計測すること。

- ① 本事業の実施により、事業に参加した輸入商社等の日本産食材に係る取引先数を 1.2 倍以上にする。
- ② 本事業の実施により、事業に参加した輸入商社等の日本産食材の取扱金額を 1.1 倍以上にする。
- ③ 本事業の実施により、事業に参加した日本産食材サポーター店における日本産食材の仕入金額を 1.1 倍以上にする。

(2) 成果目標に係るデータとして、事業終了後の2ヶ月間のデータと、新型コロナウイルス拡大以前のデータ（例えば、2019 年における月平均又は 2019 年 12 月時点のデータなど）を取得し比較すること。なお、事業終了後実績報告書提出までの期間が 2 ヶ月を下回る場合は、測定できない期間について推定値を用いること。

(3) 日本産食材サポーター店の売上や顧客数の増加数、日本産食材サポーター店の認知度等、事業評価に効果的と思われる数値を推計し報告すること。

4. 留意事項

(1) 2に掲げるイベントは 2021 年 1 月 31 日までに終了すること。

(2) 2の(1)、(2)のプロモーションは、諸事情の変化に伴い対象となる日本産食材サポーター店が事業に参加しない場合や内容を変更する場合も想定される。その場合、5の(1)に基づき適宜協議・打ち合わせを行うこと。

(3) 本事業を外部に情報発信する際には、農林水産省の補正予算によるジェトロの事業であることを明示すること。外部のウェブサイトでの情報発信の際には、ジェトロの責任でウェブサイトが運営されているという誤解が生じないような措置を講じること。

5. 業務の方法・手順、留意点

(1) 受託者は、業務実施にあたってジェトロと適宜協議・打合せを行い、協議・打合せ内容は記録し、ジェトロの確認を得ること。

(2) 本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、ジェトロにあらかじめ申請し、承諾を得ること。

(3) ジェトロに対し、業務の実施により取得し得べき著作権を譲渡すること。

(4) 機密情報や個人情報の取り扱いを含め、法令順守を徹底すること。

6. 契約期間

契約締結日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

7. 成果物

事業の実施及び実施報告書の作成

8. 納品方法

実施報告書については、事業終了後、2021 年 2 月 18 日までに、日本語で作成し、紙媒体及び電子ファイルで提出すること。その後、ジェトロがチェックを行い、必要に応じて修正を行った最終版を 2021 年 3 月 3 日までに提出すること。報告書には、当該イベント実施により、目的がどのように達成されたのかを定量的及び定性的に分析して記載すること。

9. 業務委託料

(1) 業務委託料は、A E D 650,000 (V A T 込み) を越えないものとする。

(2) 電話代・コピー代などの事務費については、業務委託料に含むものとする。

10. 支払い方法

事業を期限内に完了し、実施報告書についてジェトロの検査に合格した際に、支払請求書を提出の上、支払いを請求する。ジェトロは、請求書を受領した 40 日以内を目途に支払う。支払いの際は、ジェトロ・ドバイ事務所から在 U A E の法人宛てに U A E ・ A E D の小切手により行うことを原則とする。

なお、業務完了前の前金払いが必要な場合は、必要となる時期や金額等について提案書に記載すること。

11. 違約金

正当な理由なく本件委託業務に着手しない等の場合、契約に基づき契約の解除又は一部解除ができることとし、その場合違約金を課すこととする。

12. 応募資格

(1) 本業務を実施・管理できる能力を有しており、実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。

(2) ジェトロが求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができる等、ジェトロが本事業を発注する上で必要とする事項に適切に対応できること。

(3) 機密情報や個人情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること。

(4) 効果的に業務を遂行する上で、連携先から金銭・物品の贈与、供与接待等の対価を受けないこと。

(5) 本業務を遂行する上で法令順守を徹底すること。

(6) 本業務の実施期間中に、日本の他の公的資金による事業の類似業務に従事する場合は、応募時にその旨を報告すること。また、実施期間中に新たに従事することが決まった場合は、速やかにその旨を報告すること。

13. 応募方法

別添の「申請書」、「提案書」及び「支出計画書」に必要事項を記入の上、E-mail : info_dubai@jetro.go.jp 宛に提出すること。応募者の関連業界での実績・経験・会社概要等を示す資料があれば添付すること。

14. 選考方法

書類選考

別添の評価表に基づいて審査

※選考結果については採否のみ応募者に通知予定。採否理由はお答えできかね、また、提出書類は返却できかねることにご留意いただきたい。

15. 応募期間

2020 年 9 月 21 日（月）～ 10 月 8 日（木） U A E 現地時間 15 時 00 分

16. 質問の受付

質問の受付方法 : E-mail : info_dubai@jetro.go.jp

質問の受付期間 : 本公募告示日から 2020 年 10 月 5 日 U A E 現地時間 17 時 00 分まで

質問の回答方法 : E-mail にて応募者全員に回答する。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため公募説明会は実施しないものとする。

17. 応募先・お問い合わせ

ジェトロ・ドバイ事務所

担当 : 反町、ライ

E-mail : info_dubai@jetro.go.jp

TEL : +971-4-564-5878 (Ext. 207)

以上